

文化審議会 第2期文化施設部会
博物館ワーキンググループ（第1回）

開催日：令和7年5月20日（火）15:30 ～ 17:30

場 所：文化庁 2階 文化庁第2会議室

議 題：1. ワーキンググループの運営について

2. 座長の選任について

3. ワーキンググループの審議内容について

4. 博物館の望ましい基準について

5. その他

委 員：松田委員（座長）、半田（座長代理）、

大原委員、杉山委員、田中委員、松本委員（オンライン）、御手洗委員、山崎委員

文化庁：春山課長、中尾調査官、山口調査官、渡邊係員

【松田座長】 では、運営規則及び公開規則として了承されましたので、これらの規則に基づいて傍聴者に会議を公開いたします。事務局の皆様におかれましては、テレビ会議への御招待をお願いいたします。ありがとうございます。

この博物館ワーキンググループは、本日が令和7年度の第1回目となります。委員の皆様におかれましては、昨年度から全員継続ということで、当ワーキンググループの運営に当たりまして、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。自己紹介なのですが、昨年既に行ったということで、時間をうまく使うためにも割愛させていただければと思います。

それでは、議題に移りたいと思います。議事次第の議題3、ワーキンググループの審議内容について、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局（山口）】 今年度の博物館ワーキンググループにおける主な検討事項としまして、資料3を御覧いただきたいと存じます。本ワーキンググループでは、博物館について審議をいただくこととなっておりまして、昨年引き続き博物館の設置及び運営上の望ましい基準の改正及びコレクションマネジメント等の検討を含む博物館の機能強化についての検討を主な議題としていく予定でございます。委員の皆様におかれましては、博物館に関する具体的な個別のテーマについて、専門性の高い議論を行っていただければと考えてお

ります。また、当ワーキンググループにおける検討内容については、文化施設部会に対し、松田座長及び半田座長代理より適宜御報告をいただくことを想定しております。

【松田座長】 今御説明のありましたワーキンググループの進め方ですけれども、委員の皆様よりもし御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。では、事務局案について了承ということで進めます。

それでは、いよいよ本日の本題に入ります。博物館の望ましい基準についてでございます。昨年度からの継続ということですが、まず事務局より資料4に基づいて説明を受けた後、委員の皆様から率直な御意見をいただければと思っております。では、事務局の説明をお願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。事務局、中尾のほうから説明させていただきます。資料は、博物館の望ましい基準についてという横になっている資料がございます。こちら、資料4ということになりますが、博物館の望ましい基準についてということで、1、2と大きく2つに分かれた形になっております。とりあえず、1番のほうから御説明申し上げたいと思っておりますけれども、「第1期文化施設部会博物館WG（第2回）での御指摘について」ということで、前回、望ましい基準の案文につきまして皆さんにお諮りいたしまして、御議論いただきました。それを受けて少し修正したところ、また、特に異議がないということで修正しなかったところがございます。順番に迫いながら御説明していきたいと思っております。

3ページ、1番、「御指摘を踏まえた改正案～趣旨～」というところですが、現行第一条の部分です。こちらに関しては大きな御指摘事項はなかったかと思っておりますので、前回お示した案のとおりお示ししております。

次に4ページのところ、現行第二条の部分ですが、こちら、改正案第二条としてお示ししておりますけれども、青文字で示しておりますのが、前回の御議論を受けて修正したところで、黄色のマーカーを引いているところは特に強調して確認いただきたいところということになります。少し読み上げさせていただきますと、改正案の第二条です。「博物館の設置者は、その設置する博物館の持続的で健全な運営が可能となるよう、当該博物館の事業の実施、職員の確保及び処遇の向上、施設及び設備等の維持、充実及び活用等に必要な資金等の確保、条例や定款その他の規程の見直し、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」ということで、こちら、置いております。あと条ずれが起こりまして2番、3番ということで色が変わっております。

3番のところでは、3項のところでは市町村の話をしておりますけれども、市町村は、その規模及び能力に応じて単独で、又はほかの地方公共団体等と共同して博物館を設置するよう努めるものとするとしていただいております。少し解説を加えますと、前回、この設置者の責任として博物館の運営をしっかりと見るべきだという御意見をいただいております。こちら、もともとの案ですと「事業の水準の維持及び向上並びに活動の充実及び発展を図る」というものがあつたのですが、こちら、望ましい基準の第一条の表現そのままでした。こちらに関して全体に係る表現を避けまして、あくまで設置者がしっかりとこの持続的で健全な運営、ここに関して責任があるんだよということを強調するような文に変えたところです。

下の資金等の「等」の部分にもマーカーが引かれておりますけれども、こちら、前回、財源というお話とか、ほかの案文、用語の部分も出ましたが、こちらに関しては、ほかに人材の派遣とか、例えば設備の提供であるとか、こういったものを様々含みますので、「等」ということでそちらを含み込んでおります。条例のみであつたところを様々公立館だけではないので、ほかにもあるのではないかということで「定款」、こういったものを加えた形になっております。3項の部分の「等」を加えた趣旨に関しましては、こちら、地方公共団体等と共同するだけではなくて、例えば民間との共同もあり得るのではないかということもありますので、幅を持たせて「等」を加えたところです。

次のページ、5ページに行きたいと思いますが、こちらのほうは改正案第二条第4項ということでお示ししておりますが、「博物館を設置する地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の選定や民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十六条の規定による公共施設等運営権の設定など、官民連携による施設の運営管理を行う場合には、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な事業の確保、事業の水準の維持及び向上を図ることができるよう、運営期間や実施体制、事業者の自主性と創意工夫に基づく取組を推進するための諸条件等について十分な検討を行い、事業者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする」というふうに改めております。

こちら、指定管理だけではなくてPFIのことに関しても、前回、案文としてお示しさせていただきましたけれども、その中で「整備」という言葉を加えたほうがいいのではないかという話も御議論ではいただいていたのですが、本条の趣旨が、運営の部分に関わ

っている内容になっていますので、ここでは割愛させていただいて、PFIの趣旨、指定管理の趣旨という部分を含み込んだ「事業者の自主性と創意工夫に基づく」、こういった取組を推進するという本質的な部分、こちらを明示したところです。その事業者との連携の中でこれを実施するのだということをこちらに書き加えたという形になります。

6ページに行きたいと思います。6ページのほう、改正案の第四条ということになりますけれども、こちら、博物館の基本的運営方針及び計画を述べているところです。「博物館は、当該博物館における博物館資料の収集・保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下単に「基本的運営方針」という。）の策定及び公表に当たっては、その設置の目的や当該博物館の使命を明確に示すとともに、利用者及び地域住民並びに社会の要請に十分応えるものとなるよう留意するものとする」。2項として、「前項の基本的運営方針の策定に当たっては、法第三条に掲げる事業の推進が図られるよう留意するものとする」。こちら、新設です。3項としまして、「博物館は地域や社会の状況の変化に対応し、必要に応じて基本的運営方針の見直しを行うよう努めるものとする」ということで、こちらも新設にはなりますが、前回お示しした文章です。

今回、新しく加えたのは、第2項ということになります。こちらも少し説明を加えさせていただきますと、基本的運営方針に関しましては、既に施行規則で公表ということも定めておりますので、「公表」という言葉を加えました。それともう一つ、2項の部分、新設になります。前回の御議論で教育普及に関して、そういった部分の文言がなぜ落ちたのだということがあったのですが、実はこれ、省令のほうで既にこういった文章で示されておりますので、ここで加えるというのはなかなかしづらいなというところもありまして、第2項のほう、新設した意図としましては、法の第三条、これは博物館法の第三条ですけれども、こちらで博物館の使命、目的を達成するための事業を規定しております。この中には、当然ながら、教育的な活動も入っておりますので、この法第三条に掲げる事業の推進が図られるようにしっかりと基本的運営方針を策定してくださいという形の文章でケアすることにしました。こういう形です。

次に7ページですけれども、改正案の第四条第3項及び第4項ということになります。「博物館の基本的運営方針を踏まえて、複数事業年度にわたる中期計画及び事業年度ごとの事業計画を策定し、公表するとともに、その運営状況の評価に係る適切な指標を設定するよう努めるものとする」。これは前回と変わりません。4項の部分です。「博物館は前項の中期計画及び事業計画の策定に当たっては、その設置の目的や当該博物館の使命並びに地域に

において定める教育の振興及び文化芸術の推進に関する計画等を踏まえるよう努めるものとする」という形で整理しました。こちら、「計画等」の部分、マーカーを引いておりますけれども、館種によって参照すべき計画というのは様々あると思いますので、こちら「等」ということで含み込むような形にしております。「利用者及び地域住民並びに」というところ、末尾の文章が削除されておりますけれども、これもP6の第1項で既に定めているところでもありますので、ここは整理という形で取りました。そういう形です。

8ページなのですが、8ページの部分に関しましては、運営の状況に関する点検及び評価等を示す条項になりますが、こちら、前回の御議論でも御指摘が入らなかったところだと思いますので、前回のままという形になります。時間の節約のために、ここは飛ばさせてもらいます。

9ページですけれども、こちらに関しても基本的に前回の御議論の中で意見が入らなかったところですよ。同じく点検及び評価ということになります。

次、10ページですけれども、こちらが今回、新設する第三条ということになります。こちらが経営の部分を選んだところになりますけれども、前回もかなりこちらに関しては活発な御議論をいただきまして、それを改めたのが今回のお示ししている資料になります。特に大きく変わったのが第三条の1項の部分です。こちらに関して、まず、その目的ということを選定していくという部分で示しております。博物館は、その設置の目的や当該博物館の使命を達成するため、基本的運営方針を踏まえ、適切な資源を配分するとともに、当該博物館の活動の充実及び発展に向けた新たな支援や資金等の確保に努めるものとするという条項です。こちら、1項に加えております。あとは条ずれが起こりまして、2項の部分です。博物館は、寄附、会費、施設利用料、効果的な収益事業の推進等により、当該博物館の収入の多角化とその拡大を図るよう努めるものとするという形になっております。

3項、公立博物館（法第二条第二項に規定する公立博物館をいう。）が法第二十六条ただし書きの規定に基づき、その維持運営に必要な入館料その他博物館資料（法第二条第四項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）の利用に対する対価を徴収する場合には、博物館の健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するとの法の目的も踏まえ、一般公衆が利用しやすいように配慮するとともに、博物館資料の展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）や説明等の工夫や様態に応じて対価を柔軟かつ効果的に設定するものとするということを選定しております。

4項が、博物館は外部の専門性を有する者の知見も活用しつつ、当該博物館の利用者の拡大とその満足度の向上に努めるとともに、多様な支援者や協力者の拡大に努めるものとする。5項、博物館は、国際的な状況や海外博物館の動向を踏まえ、国際的な視野に立った経営の改善に向けた工夫に努めるものとするということで、第三条を構成しております。

少し解説を加えていきますと、1項の部分は、先ほど御説明したように、この経営という部分を目的的に示したところです。2項の部分です。こちらは収入の多角化とその拡大を図っていく。基礎的な運営費に関しましては、これは設置者の責任として第二条に移転したところでありますので、そうではなくて、そういったものを集めていくという部分で活動の充実を目指していくということを2項に定めております。3項は、変化はありません。3項の途中ですね。途中でごめんなさい。一般公衆が利用者しやすいようにという部分に関しては、これは来館の部分が書かれておりましたけれども、今、インターネットを利用した利用ということもございますので、幅広く「利用」という言葉に置き換えました。

4項の部分に関しては、「多様な」という部分と「協力者」というところにマーカーが引かれておりますけれども、支援者というの、また、支援の在り方も多様であるという部分で、こういった文言をつけ加えたのと、あとボランティアという形でこれまではお示ししていた部分はあったのですけれども、ボランティアという部分に関しても様々な定義と捉え方があるとは思いますが、こういった協力者という形の言い方にして少し様々な博物館事業の関与とか、協力の部分を含み込んでいこうということにさせていただきました。5項の部分に関しては、これはもともと国際的な状況の国際連携の話が入ったのですけれども、博物館の経営の部分に関して、もう少し国際的な知見を得ることが必要だというような文章に改めたところになります。国際的な状況等を踏まえて、国際的な視野に立った経営改善を行っていくのだという部分の条項に直したところです。

この後も資料の収集、保管等という部分につながっていくのですが、少しここまで一度切って御意見をいただいたほうがよいかなと思いますので、ここまでのところで御意見をいただけたらなと思っております。とりあえず、以上です。

【松田座長】 御説明、ありがとうございました。

資料4ということで、望ましい基準の第一条から第五条までの改正案文についてご説明いただきました。前回までのこのワーキンググループにて委員の皆様からいただいた意見を踏まえての案文ということなのですから、また御意見があらうかと思えます。3ページから進めていければと思います。これはよいだろうというような案文もあれば、ここは

もう少し練ったほうがよいのではないかという案文もあるかと思いますが、まずは3ページに出ている改正案の第一条第1項、第2項はいかがでしょうか。

とりわけ注意をしてほしい、というのがマーカーで黄色がつけられているところです。もちろん、これ以外の部分でも気になる場所があれば御指摘いただきたいのですが、いかがでしょうか。

それでは、この3ページは大丈夫だということで、4ページに移りましょう。4ページには黄色のマーカーがつけられているところもございます。このページには改正案の第二条第1項、第2項、第3項が挙がっておりますが、御意見はありますでしょうか。2か所、黄色のマーカーがついていますが、「等」という言葉を入れて幅広に対応できるようになったということは御説明でありました。よろしいでしょうか。

もちろん後で戻ってもよいです。では、次に進むことにいたしましょう。5ページに進みます。改正案の第二条第4項が出ております。ここは、いかがでしょうか。

【山崎委員】 いいですか。

【松田座長】 はい。お願いいたします。山崎委員。

【山崎委員】 細かい点で恐縮ですが、事実関係でいくと、指定管理は地方公共団体のみが使える仕組みです。PFIは国、あるいは国の外部機関のようなものも使える仕組みです。例えば国立競技場はJSCが発注者のコンセッションですし、昨年度、私は高松塚古墳の保存公開施設のコンセッションの検討を文化庁さん発注で行いました。なので、地方公共団体に限定をしてよいのかというのが投げかけです。そもそもこの条項が、もともと指定管理の話をしていたところなので、自治体が対象なのだとすることであれば、多分、このままでいいですし、PFIを入れたがゆえに対象が広がるとき、別に広げても問題ないのであれば国、地方公共団体等なんですかね。分かりませんが、そういうほかの公的な団体も入るのかなと思いました。

以上です。

【松田座長】 事務局、いかがでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 御指摘、ありがとうございます。もともとの出自が指定管理から入ったものですから、その辺り見落としもありまして、十分に検討できていないところです。今回の御指摘を踏まえまして、加えるのか、この条項の目的自体を少し見つめ直しながら検討したいと思います。ありがとうございました。

【松田座長】 山崎委員ならではの御指摘、ありがとうございました。確かにこれ、条

項を見ると、第1行目に地方自治法から始まっていますので、PFIを意識して国や国の外郭団体を考慮するとどうなのか、事務局で御検討をお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

【松本委員】 京博の松本です。よろしいですか。

【松田座長】 はい。松本委員、お願いいたします。

【松本委員】 今の文章の本文の6行目から8行目に出てくる事業者という言葉なのですが、これも、これ、何らかの定義なり限定なりは必要ないんですか。この前後の文脈で言うと、事業者がちょっと一般名詞風で浮いてしまうような言葉にちょっと取れたものですか、これで意味が分かるならいいのですけれども。

【松田座長】 御質問、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 もともと指定管理者ということになりますと、指定管理者という主体で問題なかったのですけれども、PFIを加えたことによって、PFI事業者ということが出てきます。こちら、両方とも含み込んだ形の文言としてどうするのかという部分の議論がありまして、その際に指定管理者というのも、事業を営むもので事業者ということで読めるのではないかということで「事業者」という文言にさせていただいたところです。なので、この部分に関しては少し違和感を持たれるということであれば、少し再検討が必要なのかもしれませんが、体裁の意図としては今申し上げたところです。

【松本委員】 分かりました。ありがとうございます。

【松田座長】 では、違和感が出るかもしれないという今の松本委員のコメントを念頭に置きつつ、こちら事務局で御検討をお願いいたします。

そのほかは、いかがでしょうか。では、宿題といいましょうか、課題の指摘が出ましたので、改めて文案が出てくると思いますので、そのときにまた検討を加えられるということで、次に進みたいと思います。6ページに進みまして改正案の第四条第1項及び第2項です。こちらは、いかがでしょうか。

私から1点、細かな点なのですが、気づいたので申し上げます。2行目です。「以下単に「基本的運営方針」という。」とあります。「単に」は不要に思えたので、申し上げる次第です。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。

【松田座長】 そのほか、いかがでしょうか。これは雑感ですが、第2項について一点思うところがありました。先ほど事務局より説明がありましたので、なぜこの項を新設で

加えたかということは理解いたしました。ただ、その説明を聞く前に、この新設案を見たときに、これを入れる必要があるのかなと思ったことを告白いたします。法の第三条で掲げられていることを、改めてここに言わずとも良いのではないかと感じたからです。つまり、基本的運営方針にはそうしたことを盛り込むのは当然じゃないかと思ったのですけれども、繰り返しになりますが、これを書き込む必要についての説明を聞いて、私は納得できました。教育が抜けないようにした方が良いという、前回のこのワーキンググループでの意見を踏まえてあえて入れたということで理解いたしました。

【中尾博物館支援調査官】 補足、少しよろしいですか。

【松田座長】 はい。お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 もともと御議論いただいたときに、教育、普及という部分に関しての御指摘をいただいたのですが、それ以上に第三条を加えた趣旨としましては、第三条というのは博物館が行う事業をおおむね規定しているものです。この中には、当然ながら、学習機会の提供とかということも入ってはいるのですけれども、例えば学芸員その他の博物館事業に従事する人材の養成及び研修を行うこととか、こういったことも入っております。様々、第三条というのは博物館の事業に足るもの、いわゆる目的、使命を達成するに必要なものというのを規定しておりますので、基本的に全てそれが網羅されていると思っております。なので、そういった部分をしっかりと基本的運営方針に入れていただきたいという部分は、改めて規定する必要があるかと思っております。

【松田座長】 はい。承知いたしました。リマインドのようなものであるということで承知いたしました。

それ以外、いかがでしょうか。基本的運営方針。それでは、半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 法の定義のところの言い回しだと、多分、博物館というのは一般公衆の利用に供しということが、博物館の目的だというふうに定義されているのだろうと思うのですけれども、この四条の1項にある「利用者及び地域住民並びに社会の要請」という文言なのですけれども、利用者及びということは、利用者と地域住民というのは、どういうふうに使っている用語なのでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。非常に大切な御指摘だと思っております。この部分、議論をしたときには、博物館の利用者という部分に関して、先ほども申し上げたように来館者だけではなくて、インターネット上の情報に接するもの、そうい

ったものも当然ながら含み込んでいるだろうと思っています。また、学校等で、そういった情報に触れることというのもあるだろうと思っております。そういったものを利用者と考えたときに、他方でそういったものに全く接しない地域住民の方というのもいらっしゃるだろうと。

来館しない、ネットで見ない、また、学校でそういった授業を受けることがなかった、そういった機会を受けることがなかったという部分、そういった部分も厳然として存在するだろうということと、そういった方と、並びにという社会で並べているのは、基本的にはこういった全ての方が博物館の利用者ではないという部分、ただ、その方々も博物館に対して何らかの思いを持っていたり、希望、要望というものはあるだろうという部分がありますので、そういった利用されない方の部分の要請というものもしっかりと応えていく必要があるだろうということで、こういった並べ方にしております。

【半田座長代理】 なるほど。

【松田座長】 いかがでしょうか。

【半田座長代理】 御説明はよく分かります。なのだけれども、これ、読んでみて思うんですけれども、博物館そのものを成り立たせている要請というのは、利用者にある。社会から必要とされているから博物館が成り立っているというところが博物館というものが社会に内包された社会資本であるということを定義しているのだろうと思うのですけれども、その社会というもののの中に例えば来館します、来館はしないけれどもネットで見ます、情報を検索しますという、来館的な来館の利用者がいます。博物館学でよく潜在的利用者と表現されるのですけれども、それは何か博物館の利用者に含まれていないというのをここでうたっているような気がして、そこも含まれた社会が求めている社会資本なのだということは、何かその前にあるような気がするんですよね。何となく。

だから、社会イコール法で言う一般公衆というのは、ニアイコールだと私は思っているんですけれども、そうすると、この設置及び運営上の望ましい基準においては、利用者と地域住民と社会というものは、一応、違う概念なのだという事を言っているように思えてしまうんですよ。何かそこが少し引っ掛かるという気がします。という感想というか、コメントなのだけれども、すみません。

【松田座長】 御指摘ということで、これはすぐに答えは出ないかもしれませんが、ぜひ事務局でもう一度検討していただければと思います。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。

【松田座長】 座長として聞いていて感じたのは、どちらの言い分も理解できるところでありまして、しかし、それを具体的な文言に落とすときにどうするかという判断なのでしょう。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、続きまして7ページに進みます。7ページには改正案の第四条第3項及び第4項が出ております。御意見、御指摘ございませうでしょうか。たしか前回、杉山委員が地方公共団体には様々な計画があるため、そういったものとの整合性も留意しないといけないと御指摘されておりました。その辺りが「等」で回収できているかなという気がいたしました。よろしいでしょうか。

それでは、私から。第4項の2行目に「使命」という言葉が出てきます。この「使命」は、これよりも前に規定しておりましたでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 第四条の第1項で。

【松田座長】 第1項で言及しておりましたか。失礼いたしました。

【中尾博物館支援調査官】 第四条の第1項で、「その設置の目的や当該博物館の使命を明確に示すとともに」ということで、基本的運営方針の策定に当たってということになりますけれども、言葉としては出てきております。

【松田座長】 分かりました。今の説明で納得いたしました。使命と基本的運営方針との関係がちょっと気になったのですけれども、使命のほうが上にあって、その下で、その使命を具体的に果たすためにどうするのかを示すために基本的運営方針が来るということですね。確かにこの第四条第1項ではその含意がありますので、私としては納得いたしました。

そのほか、よろしいでしょうか。では、まだまだ先は長いということもございませうので、8ページに進みましょう。ここは黄色のマーカーはございませうが、コメント、意見がありましたらお願いいたします。改正案の第五条第1項及び第2項です。よろしいでしょうか。

では、9ページに進みまして、改正案第五条第3項及び第4項です。こちらも同様に進んでよろしいでしょうか。そもそも変更点がインターネットということでしたが、このままで良いですね。では、進みまして、10ページ、新設の第三条になります。ここはいろいろ意見が出てくるかなと個人的には予見しております。いかがでしょうか。

では、私から1つお尋ね申し上げます。ここで第三条の前の括弧書き、両括弧のところでは「経営」という言葉が初めて出てくると理解しております。望ましい基準は、博物館の設置及び「運営」上の望ましい基準を示すものですが、「運営」と「経営」の関係はどうなの

だというのが少し気になる点です。私は国立大学法人に勤めておりますが、大学については「運営」を考えるべきなのか、それとも「経営」を考えるべきかといった議論が結構長い間あります。ここで望ましい基準で掲げられているのは「運営」なのですが、それでも、「経営」という言葉を出してきた意図について、これは前回のワーキンググループで気づくべき点だったかもしれませんが、もし事務局で何か整理がございましたらお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。運営、経営に関しては、なかなかうまく切り分けて議論できないところもございますけれども、今般、博物館法改正の際にも5つの方向性ということで、資料を保管していくことなど従来の役割以外にも営むという部分、こちら、5つ目の方向性として示されたところです。その中身に関しましては、やはり博物館というものが経営体として持続的に活動していく、これをやっぱり目的達成のためにしっかりとやっていく必要があるということでお示しいただいたところです。

今回のこの博物館の経営という条項を設けた理由というのも、そこにありまして、博物館というものが、博物館の経営資源等をしっかりと獲得しながら、それを達成していかなければいけないと。もちろん、そのベーシックな資金や人員というところに関しては、設置者の責任として新たに定義したところですが、博物館というものが資源を獲得し、これを配分しながら持続的に事業活動を行っていくことを考えると、やっぱり運営資源という言葉よりも経営資源のほうが適切だと考えております。そういった部分で三条以降、三条の1項から5項の部分に関しましては、基本的に資金に偏ってはおりますけれども、経営資源という部分をしっかりと獲得しながらということで、経営という言葉を使わせていただいたという趣旨でございます。

【松田座長】 御説明、ありがとうございます。趣旨としては私も納得するところです。実際、経営の方向に進んでいかないといけない。すなわち、収入の多角化といったことも含めて経営資源を確保することにより重きを置かないといけないというのは、そのとおりでと思います。先ほどの質問をした趣旨というか、意図ということにもなるのですけれども、地方公共団体が設置し、かつ運営するのも地方公共団体、すなわち自治体直営の博物館について「経営」という言葉を使っても大丈夫でしょうか。会社立ですとか、財団が設置・運営しているような博物館であれば、「経営」という言葉を使っても、当事者たちがじっくり来ると思うのですけれども、公立の直営館では「運営」という言葉が使われることが一般的だと感じたのですが、大丈夫でしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 事務局でパッとそれを答えていくのは難しいところはあるのですけれども、個人的に考えておりますのは、ニューパブリックマネジメントという言葉も出てきております。今、自治体経営という言葉も既に存在しているということもあったりもしますし、公立博物館が、そういった経営という言葉を使ってはいけないのかという部分で言うと、経営自体が事業目的を達成するための営みだと、マネジメントだと私は考えております。非営利組織である博物館、公益的な目的を持つ博物館というものが、その事業の推進のために置くのは、やはり目的、使命だと思うんですね。目的、使命をしっかりと達成していくために、また、充実、発展をするために経営を行っていくという観点は非常に大事な部分なのかなと思っておりますし、望ましい基準で示しておりますのも、それを目的として、しっかりとした経営資源を獲得していくのだという部分で書いているところです。

【松田座長】 ありがとうございます。

山崎委員、お願いいたします。

【山崎委員】 補足ですけれども、地方行政を所管しているのは総務省ですが、総務省は法律の中ではありませんが、少なくともいろいろな事業の中では自治体経営という言葉をもう既に使っていますので、特段おかしい、自治体という概念と経営という概念が矛盾を来すわけではないのではないかなとは思っています。

【松田座長】 ありがとうございます。理論武装のためにも役立つご指摘です。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。御手洗委員、お願いいたします。

【御手洗委員】 ありがとうございます。この1個目の、教えていただけたらと思うのですけれども、「新たな支援や資金等」という文言が、ハイライトのところにあると思うのですけれども、ごめんなさい。聞き逃していたら大変失礼しましたなんですけれども、新たな支援ってどんな、ごめんなさい、イメージが持てたらとてもいいなと思って聞きたかったです。

【中尾博物館支援調査官】 この言葉に関しては、少しコンセプチュアルになってしまっているかもしれませんが、今現在、どうしても日本の博物館自体が公的資金に基本的にはよって立っている。日本の博物館というのは90%もしくは100%ぐらいが公的資金で、公立博物館の場合は公金に拠って立っている。また、逆に言うと私立博物館のほうは、入館料などの外部収入に非常に依存していたりとかしています。そういった部分では

非常に柔軟性に乏しい経営、いわゆるポートフォリオの多様さがない経営を行っているという御指摘、課題というのもあるのですけれども、そういった中でやはりこれまででない、これまで獲得していない新しい支援もしくは資金等の獲得という部分をしていく必要があらうということで、そういった部分の意図で「新たな」という言葉を使っております。

【御手洗委員】 ありがとうございます。この「新たな」というのは、支援と資金、両方にかかる。

【中尾博物館支援調査官】 そうです。

【御手洗委員】 理解です。ありがとうございます。

あともう1個、そうすると第2項、財源としては具体的に書いてある、財源としては寄附、会費、事業収益、これは施設の利用率と書いてあるのですが、非営利の組織だと今おっしゃっていただいたように補助金とかも一応、資金のポートフォリオの中には入ってくるので、意図して寄附とか会費とかを意識して行動してくださいねという意味で、補助金とか助成金とか融資みたいな部分は書いていないというふうに理解するのか、それともそこも含めて一応書いておいたほうがいいのかみたいな、そんな辺り、ごめんなさい、本当、細かくてすみません。

【中尾博物館支援調査官】 いえいえ、ありがとうございます。補助金とかに関しては、十分な議論が足りていないところではあります。ただ、補助金に関しての話で言うと、もともとのこの課題認識という部分が、1回目でも御説明したと思うのですけれども、日本社会がどうしても縮小していく、人口減少していくという中で、公立の自治体というのも、当然ながら縮小していつている。大抵が縮小している。また、高齢化社会が進む中で新しい社会課題が生まれてきているという中で、そういった公立の、公の予算という部分をなかなか大きく見積もっていけない。また、拡大することを期待することはなかなか難しいという中で、こういった課題感が出てきております。補助金という部分に関しても、やはり公金ということが非常に強い性格のもので、そういった部分に関してあまり公立予算と同じく当てにしていくというか、そこを拡大していくという方向性は、もちろんあり得るのですけれども、そこ以外の部分に関して、こういった列挙になってしまったというところはございます。

【事務局（山口）】 すみません、少し補足をさせていただきますと、ふだん、我々、補助金を出す側なのですけれども、その観点から申し上げますと、大体3年から5年ぐらいで自走に持って行っていただきたいという思いで、いつも補助金を出しているんですね。常に

この補助金がないと活動が維持できないというのはあまり好ましい状況ではないです。でするので、ここで挙げるものは恒常的な収入が見込めるものを挙げているという仕切りになっております。

【御手洗委員】 ありがとうございます。理解できました。

【松田座長】 ありがとうございます。

それでは、そのほか、いかがでしょうか。半田委員、その後、杉山委員でお願いいたします。

【半田座長代理】 ありがとうございます。最初の松田さんの経営については、私は、ここに「経営」という文言が入ってくることは大賛成というか、あるべき姿だと思います。本当は第三条の出だしが博物館ではなくて、「博物館の設置者は」になれば、より経営による意図が伝わりやすいのだろうと個人的には感じているんですけども、もう一つは第2項の今少しお話にあったところなのですけれども、正直、中線で消えている文章のほうに分かりやすいと個人的には思っています。多分、これ、前にも少し議論があったんですけども、繰り返しになるところは省略しているというところもあるのだろうと思うんですけども、三条のところで、ここは「博物館は」となっていますけれども、博物館の設置をする者というのは、やっぱりその経営という理念の中で、その使命を達成するために適切に資源配分をして、その発展に向けた新たなものに努めるものとするというふうに言っていますけれども、その次の2項でいきなり寄附からいくかというのは、何となくストンと落ちなくて、やっぱり基礎的運営費のみならずとかいう何か頭があったほうが、すんなり頭に入るなという気がします。

それは中尾さんの説明にもありましたけれども、自治体の財布自体が縮小傾向にあるというのは、事実そうだというふうに私も認識していますけれども、縮小していく財布の中でも、やっぱりこういう文化施設に対する投資を縮小している財布の中でも比率を上げていっている自治体も事実あるわけで、これからの地域の将来を見越したときに、こういう博物館とか図書館とか、そういう文化的インフラをやっぱり整備していくということは、地域の未来にとって重要だというふうに今までの何か公共企業的な投資から、公共事業からやっぱり文化的な投資にシフトしている自治体もあるということを踏まえてみると、その額ではなくて考え方なのだろうというふうに思っているのです、そこにやっぱり基礎的な運営費というものがある上に博物館というのは発展的な運営のためにいろいろな手法を使って、多様な資金調達もやっていくべきだという文脈が分かりやすいなと感じています。

ひとまず、そんな感じです。

【松田座長】 では、事務局、レスポンスはいかがでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。大変共感いたします。そういった意味で、少し戻るんですけれども、4ページ、こちら、設置者のことを書いている、規定しているところなんですけれども、こちらのほうに、三条にあるものをまとめていったという部分、新三条にある部分をまとめていったことを少し御説明したと思うのですが、改めて補足いたしますと、二条の1項の部分です。この中で博物館の設置者、当然、だから、設置の目的というのは博物館の目的という部分でございますので、その設置するという場合、そこを果たしていくということは大事なんですけれども、その中で設置者が当該博物館の事業の実施、職員の確保及び処遇の向上、施設及び設備等の維持、充実及び活用等に必要な資金等の確保というふうに書いております。

これは、前は先ほど半田委員からも御指摘のとおり、「博物館は基礎的な運営費を確保するのみならず」という三条にあった文言です。この確保する、基礎的な運営費を確保するという部分に関して、前回の御議論で、この博物館が基礎的な運営費を確保するのかわという部分、ここは設置者の責任ではないのかという御議論があったと記憶しております。そういった部分で第二条のほうにこちらを移しまして設置者のほうに置いた。そして、三条のほうの博物館の経営の部分に関しては、基礎的な運営費を確保するという文言は削除したという形になります。ここは二条のほうで設置者が本来持つておくべきだろうと。ただ、博物館というのは、それ以上に活動の充実及び発展に向けて新たな支援、資金等の確保という部分をやっていくのだということで、設置者の責任と博物館の経営という部分を切り分けた形にしております。

【半田座長代理】 すみません、しつこいようですが、若干条文に距離があるので、もちろん設置者責任をきちっと示していただいたというところでは、中尾さんが御説明された前条においては、とてもよくなったと思っているんですけれども、この経営についてやっぱり運営に担う博物館はという主語になったときに、「基礎的運営費のみならず」ぐらいは入っていてもいいのではないかとやっぱり思います。

以上です。

【中尾博物館支援調査官】 「確保」を取ればいいという感じですね。確かに。

【春山企画調整課長】 その設置者の努力義務として資金の確保ということが二条で書いているということがあるのであれば、それを前提として三条2項のほうでは、博物館は、

この設置者が確保する資金のみならずというような書き方もありますよね。趣旨は同じなのですけれども、この運営費というのは支出面の表現であって、他方、以降の寄附というのは、収入の側面なので、そこはそぐわず、設置者が確保する資金という言い方であれば、それは透明になるので、そのほうがいいのかなと。

【松田座長】 何か建設的に前に進みそうな予感を感じました。半田委員のコメント、ありがとうございます。

では、杉山委員、続きましてお願いいたします。

【杉山委員】 この第三条の一番頭の適切な資源の配分というのが非常に重要だなと思っています。毎年度、予算、組織、人員は決まったものが割り当てられるのですけれども、今までだったら、学芸員の仕事の6割が例えば展示・展覧会だったとする。でも、そこに加えてDX化を図るのだったら、みんなが持っている時間の総量の配分を変えていかないといけないですよね。資源というのはもちろんお金でもあるけれども、マンパワーでもあり、時間でもある中で、それらをやっぱり社会の要請に沿って、再配分を常にしていかなければいけないので、所与のものでも、それをどう生かすかという現場の裁量及び責任というのは非常に重いと思っているので、1項は非常にいいなと思っています。

2項に関しては、収入の多角化というのは、どうでしょう、基礎自治体の直営の博物館なんですけれども、毎年認められている予算のほかの収入について、私の勤め先では、財源の可能性になるものを、現場からボトムアップで挙げさせるんですよ。ネーミングライツや、いろいろなところに広告掲出とか。自治体の場合は、博物館の運営費に直接入ってくるわけではないことが多いとは思っているのですけれども、博物館という現場で、創出している収入源というのは、存在していることのほうが公立でも多いのではないのかなと思います。

ただ、個人的な感想では、基礎的な運営費以外の収入類型が、これで本当にきれいに網羅的、ある程度の総称性がある用語なのかどうかはちょっと要検討なのかなというふうなことも思います。あり得る収入の類型というものを1回ちょっと整理して、それに対しての、ある程度概念的に整理した言葉を使ったほうがいいのかなというような感想を持ちました。

以上です。

【松田座長】 御指摘、ありがとうございます。もう一度収入の類型を考えて、適切な文章を事務局で検討していただきたいというリクエストでした。では、ぜひこちらもお願いいたします。

田中委員、お願いいたします。

【田中委員】 今、経営の資源のお話をされていて、恐らくここにいるメンバーの先生方は、今、資源というと、人のお話もあって、人、物、金って3つ、経営資源ということがパッと出てくると思うんですけれども、この前後だけ読んでいくと、資金の確保とか、寄附とか、会費、施設使用料って、何かお金のことばかり言っているんで、これって、経営資源って金ことだけなのかというふうに純粹に思ってしまう人もいるかもしれないので、資源というと、恐らく第二条に書いてある職員の確保という人と、あと施設及び設備という物と、あとは資金という人、物、金って、3つ、実は含まれているんだけれども、何か第三条だけだと、第二条も前項を読めば分かるんですけれども、ちょっと離れているので、その辺も配慮が必要かなと思いました。

【松田座長】 シャープで、妥当な御指摘だと思いました。ぜひ今の点も事務局で、もう一度検討していただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

【松本委員】 よろしいでしょうか。京博の松本です。

【松田座長】 では、松本委員、その後、大原委員でお願いいたします。

【松本委員】 すみません、大原さん、お先に。前回の議論、私なんか、漠としてちょっと覚えていない部分もあるんですが、蒸し返しているようなら申し訳ないのですが、この三条の3項だけ、これ、やっぱり公立博物館に限定する必要があるんでしょうか。博物館一般にしたら、やっぱりここまで限定はかけられないのでしょうか。改めて何か、ここだけ公立博物館という括りというのが、何となく、博物館自体が公共性のある施設なので、内容からすると公立に限らないでもいいのかなという気はちょっと改めてしたのですが、いかがなものでしょうか。

【松田座長】 事務局、いかがでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 松本委員、ありがとうございます。この条項の書き方としましては、3項に公立博物館がという形で入っておりますけれども、ここで公立博物館、3項では規定しておりますが、基本的に1項から1、2、4、5項に関しては、公立に限らない博物館も射程に入れた文言、条項にしていると考えております。

【松田座長】 松本委員、今の事務局からの——少々お待ちください。

【松本委員】 すみません、これ、3番だけ公立に、これ、内容からすると、私が今申し上げたのは、この内容からすると3番のところも一般の博物館としてもいいようなふうに

読めたのですけれども、ここら辺は、ここまで公立以外のところは、ここまで踏み込んで言うことはできないというような意味合いなんではないでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 3項に関しては、法第二十六条に対する内容を書いておりまして、法第二十六条では基本的に入館料原則無償の話が入っております。ただ、こういった条項があるにもかかわらず、取っている博物館も公立博物館には多い現状もありますから、取る場合にはということで、あくまで法第二十六条の部分に関しての規定という形で3項を置いているところです。

【春山企画調整課長】 その入館料無償の件ですけれども、もともと博物館法二十六条の規定自体が公立博物館に限定されていて、そもそも私立の博物館が想定されていないということで、その公立博物館に対しての規定であるということを前提にこの3項を書いているという、そういう趣旨ですよ。

【事務局（山口）】 どちらかというと、現在の状況に合わせて公立博物館が料金を取りやすくなるようなエクスキューズとしてこの第3項を設けているという状況になります。

【松田座長】 松本委員、いかがでしょうか。今の説明で大丈夫でしょうか。

【松本委員】 はい。御趣旨は十分、今の御説明で理解できるんですけれども、この3項の書きぶりを見ると、例えば最後のほうの説明等の工夫や様態に応じて対価を柔軟かつ効果的に設定するものとするというのは、別に公立博物館の費用を取りやすくするという以外にも、一般的に公共の博物館としては、こういう工夫をする必要があるというふうにも思うところではあるのですけれども、そういったところには、これは配慮しないということですね。

【事務局（山口）】 要するに、公立博物館以外に関しては、博物館法上、特に料金を取ってはいけないということは書いていない中で、公立博物館だけが二十六条で料金を取ることに對して制限がかかっているような書きぶりになっているので、柔軟な運用ができますよということをここで促してあげているということになります。

【松本委員】 はい。その辺の趣旨は分かるのですけれども、この一般の博物館、例えば逆に、普通に読めば、別に後の公立でなければ幾ら取ってもいいよみたいなふうにも、私からすると取れなくもないなという感じに逆に取れてしまうのですけれども、そういう心配はないですね。

【中尾博物館支援調査官】 私立の博物館の入館料に関しましては、法律で定めるところではない。それぞれの経営者の判断で進めていくという部分が非常に大事だと思ってお

ります。また、公的な支援も得られない私立の博物館に関しては、それは経営的観点で考えていくべきだろうと思っています。

それともう一つ、今の補足ですけれども、取りやすくなるという部分もあるのですが、公立博物館で入館料を取っている場合、これは特別な対価を徴収する。対価を徴収するというのがやむを得ない場合ということで規定されているわけなのですけれども、やむを得ない場合、取っていると言いながらも、取る際に非常に安価に取っている。これは前回も御説明しましたけれども、安価に取っている際に、結局、それは「収入」にはなるのだけれども、効果的な「利益」になっているのかどうか。それを取ることが経営に資しているのかどうかという部分も大きな課題としてございます。ですので、そういった対価に関して柔軟かつ効果的に設定するものとするというような文言にしたところです。

今、松本委員からあった博物館資料の展示という部分とか、説明資料の工夫という部分に関しましては、こちらはまた別項の博物館の展示というのがございますので、そちらのほうで全体のエキスキューズとしては記載しているという形になると思います。

【松本委員】 ありがとうございます。

【松田座長】 では、続きまして大原委員、お願いいたします。

【大原委員】 ありがとうございます。今の先生のお話を聞きながら、すみません、不勉強で大変申し訳ないのですが、1つお聞きしたいのが、これ、私立のミュージアムが入館料を低く設定するように努めるべきみたいな文言を入れることは逆にできないんですか。つまり、いや、1人10万円、20万円取る絵画とかの展示施設は博物館ではないよと言ってしまってもいいのかなというところの議論がどれぐらいなされているのかを知りたかったです。いわゆる博物館法の博物館というときに、その設置者なのか、博物館なのか分からないですけれども、入館料をどう考えますかという、何かサジェスションみたいなのがあってもいいのかなというのは、今お話を聞きながら思いました。でも、これはコメントです。

私が申し上げたかったのは、国際的な視野に立った経営の改善というところなのですが、これ、この後の人材のところ、ミュージアムには館長と学芸員と事務と専門職がいればいいみたいなのがあって、そのメンバーで国際的な視野に立った経営の改善ができるかどうかという、私は難しいのではないかなと思うんです。なので、さっき半田さんもおっしゃいましたけれども、やはり設置者と博物館の分け方がすごく混在してしまっているのではないかなという印象を受けました。コメントです。

【松田座長】 しかし、とても鋭いコメントだと思いました。前回の議論でも出なかった点を突いていただき、ありがとうございます。

事務局は、この点も勘案して、もう一度考えるということによろしいでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 はい。

【松田座長】 では、ぜひそのようにしていただければと思います。

第三条、大体、意見は出ましたでしょうか。御手洗委員、お願いいたします。

【御手洗委員】 ありがとうございます。さっき半田委員がおっしゃっていた寄附が一番最初に書いてあるというところに対する、ちょっと気になるという発言があったのも、私も確かになと思いつつ、この項の並ぶ順番、この第三条の1項、2項、3項、4項、5項のこの順番を何か少し入れ替えたりとか、あとはこの寄附、会費、施設利用料の書く順番、例えば施設利用料を前に持ってきて、会費、例えば寄附とかって、順番を替えるともう少し私たちが——私たちというか、皆さんが受け取りやすくなるのかなという感覚を覚えて、例えば私が思うのが、第4項なんかは結構上のほうに、要は上流的なというんですか、要は経営を第1項のほうでやっていきましょうね。そのために外部の専門家が必要であれば、そういう方々も入れましょうね。お金に関しては、こういう形がいいですよといって2項、3項とかが続いてみたいな、そういった順番とかが、もし意図があってこの順番であればもちろんそれでいいのかもしれないですけども、少し提案ということでお伝えさせていただきました。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。

【松田座長】 御手洗委員、ありがとうございます。先ほど田中委員より、資源という言葉が第1項で出ていながら、2項、3項を見ると資源イコールとにかくお金のように感じられるというご指摘がありましたが、ひょっとしたら順番を入れ替えて、例えば4を上を持ってくるとその問題も解消できるかもしれないと私も感じました。こういった意見も含めて、ぜひまた第三条を練り直していただければと思います。

では、先に進んでよろしいでしょうか。11ページに進みます。ここはまだでしたね。では、もう一度事務局より11ページ以降の御説明をいただければと思います。お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 では、11ページ以降、13ページまで御説明させていただきます。こちらは、資料の収集、保管等を規定している条項になります。改正案として第六条第1項、第2項の部分です。資料の収集、保管等、第六条1項、「博物館は、当該博物館に

における博物館資料の収集及び管理の方針の策定に当たっては、基本的運営方針を踏まえ、博物館資料に係る電磁的記録の活用の方法について留意するとともに、その所蔵する博物館資料の将来的な充実及び発展的な活用に向け、収集する資料の範囲や資料の再評価や処分等を含めた資料管理の在り方について検討するものとする」。2項としまして、「博物館は資料の収集及び保管に当たっては、当該資料に係る学術研究の状況、当該資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）するものとする」ということでお示ししております。

少し説明を加えますと、この「基本的運営方針を踏まえ」というところ、マーカーが入っておりますけれども、前回の御議論のときに博物館資料の収集及び管理の方針の策定という部分、これが館の使命との関係次第、特にそこがどういった資料を集めるかという部分で非常に大事だということをいただきましたので、それにのっとって作られる基本的運営方針を踏まえるのだということを改めて加えました。もともとこれは省令には、そういうふうに書かれておりますので、改めてここで重ねる必要はないのかもしれないのですが、告示のほうでも加えたという形です。

それと、資料の再評価や処分等という部分です。こちらに関しては、処分、いわゆる廃棄するだけではなくて、処分というのは取扱いを決めるということですので、資料をどのように再評価して、また、その再評価に基づいて資料の取扱いを変えていくという部分、これをやっていく必要があるかということで、処分という言葉を加えた、前回の議論も含めまして加えております。というのが11ページということになります。

12ページのほうなのですけれども、こちらは前回お示しして特に大きな御指摘はなかったかと思います。改正案の第六条第3項から第5項ということになりますけれども、基本的には3項の部分では、「博物館は資料の収集もしくは保管が困難な場合、展示のために教育的配慮が必要な場合または館外への貸し出し、もしくは持ち出しが困難な場合には必要に応じて当該資料を複製、模造もしくは模写した資料を収集し、または製作し、当該博物館の内外で活用するものとする」。4項として、「博物館は博物館資料に係るデジタルアーカイブを作成することで、その所蔵する博物館資料の安定的な保存、効率的な管理、積極的な活用の促進に努めるものとする。その際、博物館資料の利用の拡大のため、外部データベース等との連携に努めるものとする」。こちらは新設した条項になります。

5項です。こちらは、「博物館は前2項の実施に当たって著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意をするものとする」

ということで、こちらも新設条項になっております。

次、13ページですけれども、こちらは第六条第6項から第8項ということで修正が加わっております。6項として、「博物館は博物館資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な情報（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする」ということで、こちらは変わっていません。7項として、「博物館は、その所蔵する博物館資料の適切な管理のため、博物館資料を定期的に点検し、補修及び更新等、適切に行うとともに、その来歴や展示の実績等の記録に努めるものとする」。これも前回御提示のとおりです。

8項としまして、「博物館は当該博物館が休止または廃止する等、従前の事業を継続できない場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等をほかの博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、管理、活用されるよう努めるものとする。また、休止または廃止に備え、ほかの博物館等との目録の共有や連携に努めるものとする」ということで、こちらは前回の御議論をいただきまして、修正が加わっております。廃止する等とありますけれども、こちら、前回の御議論の際に、例えば展示スペースが狭くなるとか、統合によって、そういったことが起こるのではないかという部分があった。そういったものを引くくめて「等」に入れているわけなのですけれども、それはどういうことかということ、従前の事業を継続できない場合であろうということで、こういった文言を加えております。

それと、「目録の公開」としていたところを「目録の共有」というふうにしておりますけれども、こちら、目録の公開という手段的な話ではなくて、本来、目的とするのは、目録の共有によって、もしそういった事態が起こったときにも、ほかの博物館の持っているものが確認できる。また、それを救えるという部分もございますので、「ほかの博物館との目録の共有や」という文言に改めたところです。

というところが資料の収集、保管等という部分での10ページから13ページの御説明になります。以上です。

【松田座長】 御説明、ありがとうございます。

それでは、11ページに戻しまして、資料の収集、保管について、まず改正案第六条第1項、第2項から見ていければと思います。委員の皆様、御意見、御質問はいかがでしょうか。

山崎委員、お願いいたします。

【山崎委員】 文言だけですが、今、11ページ、六条第2項の最後の行に「保管（育成及び現地保存を含む。）とありますが、2項の最初の1行目に「博物館は、資料の収集、保管に

当たっては」という言葉があるので、ここの保管の後ろにこの括弧があったほうがいいのではないかと思います。

以上です。

【松田座長】 端的な御指摘、ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。では、大原委員、お願いいたします。

【大原委員】 ありがとうございます。非常に細かいこと、この基本的運営方針に沿って、「基本的運営方針を踏まえ、博物館資料に係る」、これ、基本的運営方針の中に使命とかが入っているという理解でいいですか。何かその前のところ、基本的運営方針を作るときには使命を明示することと書いてあって、その収集等々には使命というのが大事になると思うのですけれども、その言葉の使い方を教えてください。

【松田座長】 いかがでしょうか。事務局、お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 6ページの第四条のところでお示ししております基本的運営方針の策定及び公表に当たっては、その設置の目的や当該博物館の使命を明確に示すということで、こちらをしっかりと策定の際には盛り込んでいただきたいということを明示しているところです。それをさらに、作られた基本的運営方針を踏まえて博物館資料の収集及び管理の方針を策定していただきたいという意図で書いております。

【春山企画調整課長】 6ページのところに、基本的運営方針の説明が四条の1、2行目ですが、ここでそもそも基本的運営方針とは博物館資料の収集、保管、展示並びにこれに関する基本的運営方針としているので、収集に関することは基本的運営方針で定まっているという前提。

【松田座長】 今の御説明で大丈夫でしょうか、大原委員。

【大原委員】 はい。分かりました。

【松田座長】 大丈夫ですか。それでは、そのほか。田中委員、お願いいたします。

【田中委員】 黄色いマーカーで書いてある処分なのですけれども、この処分をめぐってはかなりいろいろと賛否があると思ひまして、特に、恐らくイギリスのこのいろいろなコレクションマネジメントとかポリシーとかの中にもディスポーザルという言葉があるので、ディスポーザルを日本語に訳すと処分ということになると思うのですけれども、ただ、その処分の中には、細かく言うと登録を外して、その後に認証博物館に譲渡するということと、あと寄贈者に返還するということ、そして3番目に売却する。そして最後の最後に本当に文字どおり廃棄という、この4つぐらいの意味が含まれている。

その中に恐らく処分等って、「等」の中にそれを含んでいるつもりだと思うのですけれども、これ、恐らく処分という言葉が出るとかなり博物館関係者、業界からもかなりハレーションが大きいかなという感じがしていて、あ、国って処分を推進しているのかというふうに捉えかねないところがあるので、この辺りは少し丁寧な説明が必要かなとは思っているので、今言った交換、譲渡、寄贈者への返却、売却、廃棄という4つぐらいあるということプラス、あとイギリスの例もそうですけれども、処分に当たってはかなりフローチャートを細かく作って、かなり慎重にやっていくということと、あと透明性をかなり高めるということを徹底していると思いますので、公明正大にやっているということと、あらゆる手を尽くして最終手段として、今言った4つの機能のうちの最後の廃棄に持っていくというような形で、譲渡先を探したりとか、公表とかしたりという、そういった細かい規定を作っているもので、その辺りがちょっと、すっ飛ばしてしまうと危険かなという感じはしています。

以上です。

【松田座長】 この辺りは田中委員が今最もお詳しいと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。もとよりこの処分というものは、先ほど御説明申し上げましたけれども、取扱いを決めるという部分で意図して入れている言葉ではあります。例えば行政処分という言葉は、別に廃棄するという意味ではなくて、例えば登録博物館になることも行政処分の1つではあったりするんですね。なので、そういった処分という言葉自体は、もう少し広い定義を持っているということではあるのですけれども、確かに日本の中では、通例的にどうしても処分というと、ごみを処分するみたいな形ですぐに廃棄に結びついてしまうという部分があるので、ここの文言は非常に悩むところです。

前回の御議論のときに、そういった取扱いとしての処分という言葉を使ったらどうかという御議論もあったかと思いますので、今回、それを改めて復活させたところなのですが、適切に捉えられないという形をどういうふうクリアするのか。もちろん、公布通知等で説明は加えていきますけれども、この文言だけで見たときにハレーションが起こるというような懸念は御指摘のとおりですので、少しここの書きぶりは、もう一度検討してみたいと思います。ありがとうございます。

【松田座長】 ありがとうございました。

今、某県の附属博物館でこの問題、取り上げられているというようなこともありまして、確かに処分という言葉がひとり歩きしないといいなという気はいたしました。交換や譲渡などを入れ込むことによってウエートを下げるとか、そういった手もあるのかなと田中委員の御指摘を受けて考えましたが、ぜひ事務局のほうで、もう一度、全体的にこの言葉の使い方について考えていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。では、次の12ページに進みたいと思います。12ページ、第六条第3項から第5項、黄色のマーカーはございませんが、何か質問やコメントございますでしょうか。

私から1点、つまらない質問かもしれませんが、第4項のところで、デジタルアーカイブという言葉が1行目に出てきて、3行目にデータベースが出てきます。博物館法の中では電磁的記録となっていたと思うのですが、この3つの言葉で大丈夫でしょうか。デジタルアーカイブ、データベース、電磁的記録という3つの言葉の使い分けについてお尋ねします。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。確かにその辺り統一されていないように感じるかもしれません。電磁的記録という部分に関しては、少し分かりにくい言葉ということで、望ましい基準ではデジタルアーカイブという形で、少し開いた書きぶりにしております。それと外部データベース、どう違うのかという部分なのですが、こちらの外部データベースとの連携という部分に関しましては、国のデジタルアーカイブの指針等でも示されておりますけれども、例えばジャパンサーチでありますとか、文化遺産オンラインでありますとか、プラットフォームとしての外部データベースを念頭に置いております。どうしてもデジタルアーカイブを作るだけで、ホームページに置いていても、そこに訪れる方しか利用できないという部分がありますので、この外部のデータベースという、いわゆるプラットフォームに接続していただく、そことの連携に努めてもらうという部分を望ましいものとして置いております。

【松田座長】 今の説明は、とても分かりやすいと納得いたしました。

そのほか、大丈夫でしょうか。では、13ページに進みます。改正案の第六条第6項から第8項、黄色のマーカーがつけられた部分もございますが、いかがでしょうか。大原委員、お願いいたします。

【大原委員】 すみません、もう既に議論されたことだと思うのですが、第8項のこれ、「休止または廃止に備え」というのは何でなのでしたっけ。つまり、そうじゃなくても連携に努めるべきだろうなとは思ったのをあえて休止または廃止に備えと書いている。

それ以外のところを排除しているように読める理由を教えてください。

【松田座長】 事務局、お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 こちらの文言、資料の収集、保管等に関して規定しているところではあるのですが、この8項といったものは、もともと5項と呼んでいたものでして、博物館が休止または廃止する際に、その資料の散逸を防ぐという部分を規定する条項になっております。全体がそういった中で貫かれておりますので、上のほうでも休止または廃止する等、従前の事業を継続できない場合、ここに先ほど申し上げたようなスペースが狭くなるという部分も含み込んでいたのですが、そういったもので書いているところでは、基本的には休止または廃止等の際に、やっぱり目録を共有されていれば、そこが何を持っていたのかという部分が確認できるだろうということで書いた文言になっております。なので、休止、廃止という部分に絞り込んだような書きぶりになっているというのは、そういった趣旨からです。

【松田座長】 大原委員、お願いいたします。

【大原委員】 ということは、どこか別のところに、この目録の共有や連携に関する規定はありますか。というのが、例えば先ほど見た博物館のデジタルアーカイブのところで、外部データベースとしてしまって、完全に外部になってしまうんですけれども、こういったところにミュージアム同士の連携みたいな言葉が入るといいのかなと思っての質問です。

【事務局（山口）】 ここの最後のところは、具体的な想定としては、災害時などで急に博物館が陸前高田のように壊滅してしまうとか、そういうようなことも想定しての一文になっています。ですので、それが外部サーバーによって助かるケースもあれば、他館と連携することによって、物理的に離れている他館とデータベースを共有することによって助かるか、そんなようなことも想定しての文であります。

【松田座長】 大原委員、いかがでしょうか。

【大原委員】 日本語が下手くそで申し訳ありません。なので、休止または廃止に備えて共有することは、私は全然問題ないと思うので、これがあることはいいと思います。ただ、それを想定せずともミュージアムとして、こういった目録の共有や連携に努めるという項目があってもいいのではないかという点なんです。

【松田座長】 それはそうですね。

【中尾博物館支援調査官】 具体的に目録の共有というふうにはしていないのですが、今回、博物館法の改正で、第三条の第2項という部分が、博物館の連携を定めたものになっ

ているんですね。こちらに関しては以前から、改正前からあったんですが、もう少し踏み込んだ有機的な連携という部分を規定した内容になっています。なので、上位である法のほうで、規定はしているところではあるのですけれども、望ましい基準でもあったほうがいいのではないかという御指摘のほうは、少し検討の部分、後段でまだまだ学校との連携とか、そういった部分の条項もございますので、そういった中で博物館相互の連携に関しても、もう一度検討してみたいと思います。ありがとうございました。

【松田座長】 大原委員、御指摘、ありがとうございました。

田中委員、お願いいたします。

【田中委員】 ここに博物館資料に関する図書、文献、調査資料その他図書などというふうに書いてあるのですけれども、実は博物館にある図書室というところの位置づけとか、機能とか、その辺りを何か詳しく法律的には書かれていなかった気がして、でも、博物館、美術館にはなぜか図書室があって、館によっては専門的な司書がいる。司書がないところもある。ただ本だけが置いてあるというところもあるという感じで、結構、ばらばらになっていて、この辺がかなり定義も曖昧で、位置づけも曖昧なんだけれども、何となく図書室があるという状況になってしまっているの、ここで何か望ましい基準でパッと出てきて、あ、図書がようやく出てきたという感じなんですけれども、これは恐らく位置づけが曖昧なまま、図書室って、博物館、美術館で運営されていると思うので、この辺りも今更法律に入れ込むことはできないので、もう少し例えば専門の司書がいる、いないも含めてなののですけれども、博物館、美術館の図書室とか、図書機能って、そもそも何なのかというところをもう少し入れ込んでいただくと、恐らく図書館の図書の望ましい基準と、博物館の望ましい基準の、多分、両方の狭間に落ちてしまっているのが、博物館、美術館の図書室と専門職である司書だと思うので、その辺り御検討いただくといいかなと思っています。

【松田座長】 事務局、お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、博物館法のほうでは、博物館が図書を収集するという部分、これは資料の収集には当然含まれてくる部分ではありますが、図書を収集して図書館機能を持つとか、そういった部分に関しての文言はありません。そういった部分では、博物館という機関が、そういった機能を持つのかどうかという部分に関しては、法に今定めていない以上、なかなか議論しづらい部分だとは思っています。ただ、調査研究のためにそういった資料を集めていく。また、そ

れをどのように活用していくのかという部分に関しては、6項で書いているとおり、収集、保管及び活用に努めるものとするというふうには書いてはいるんですけども、もう少し踏み込んで、もし具体的に望ましい姿を書くとしたら、どうすればいいのかという部分、こちら、逆に御意見をいただけたらありがたいですね。

【松田座長】 田中委員、いかがでしょうか。

【田中委員】 これ、実際、私が勤務していた博物館には図書室というのがあって、司書の資格を持った方が4人配属されていたのですけれども、博物館図書室としていろいろなリファレンスも受けるし、図書の話もしつつ、学芸員がキャプションを書くときには、もちろん相談にも乗ってくれるという司書が4人いたのですけれども、でも、彼らの身分というのは非常に不安定で、法的にも何も書かれていないし、恐らく全国の博物館、美術館で、何となく博物館、美術館に図書室あるよねみたいな感じで作って、何か、でも、司書がいれば、図書室だから司書がいたほうがいいって何となく雇うところ、東京都のようなところがあれば、あとは、まあ、特にそういうのもないので、再雇用の人を充てておこうとか、アルバイトの人を充てておこうというところもあったりとか、館によってレベルがばらばらなんですね、どうしてもね。

もちろん徳川美術館さんの蓬左文庫のような図書館としての、完全に位置づけになっているところもあれば、そうじゃないところもあるので、この辺り博物館図書室としては、どういうリファレンスとかもやるのかとか、そういったところも含めてお客さんの対応、例えばコピー機能もそうですけれども、そういったものをさせるのかとか、閲覧とかもさせるのかとか、貸し出しまでは難しいと思うんですけれども、そういったところを少しリファレンスとか、あとは専門職を配置する、しない。あとは、どういったサービスをするのかということも少しあったほうが、恐らく何となく規定がないまま、みんな動いてしまっているというところがあるので、恐らく実態もつかめていないと思うんですね。

全国の博物館、美術館にどれだけ図書室があって、専門職がどれだけいて、どういった文献があって、それなりのリファレンスサービスをやっているのかという、統計で恐らくないと思うので、これはいきなりこの短い期間には難しいかもしれないのですけれども、そういった性格づけというのは、今のところ、図書と博物館で抜け落ちてしまっているところなので、具体的な、では、専門職ってどうするのか云々の話も含めて、博物館でも非常に、博物館図書室の司書という方で、非常勤なのですけれども、常勤化しようという話になったときに、何で常勤化するんだ。

博物館の図書室って何でもとも必要なのみたいな話になったりとか、何の根拠もない、法的な根拠も何もないところで雇われている人たちなので、非常に曖昧な存在になって、終いにはというか、一時期、学芸員でもできるだろうみたいなことを言われて、学芸員が図書のカウンターに座っていた時代もあって、私もそれでレファレンスとかもやったりしたんですけども、慣れない中でもやったりとかして、そういう状況になってしまうので、そもそも図書室ってどういう機能、博物館のですね。というところも少し考えていくといいのではないかなと思うんですけども、そう簡単にはいかないと思うんですけどもね。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。

【松田座長】 お願いいたします。

【事務局（山口）】 私どもの企画調整課には国立近現代建築資料館というのを直営で持っておりまして、私、そこの業務を担当しているんですけども、実はそこも相当な図書がございまして、近年の傾向としては、図書館協会ですとか、そういった民間の事業者などで、図書館の十進分類法に従った、入力を代行してくれる業者さんが結構多いんですね。一定の額を払うことによって図書館と同じようなデータベースに登録をしていく、そういった代行をしてくれるところが最近は多くなっています。

博物館、美術館の場合は、かといって、今おっしゃるように、レファレンスがなかなかできるものではないので、とりあえず登録だけはして非公開という扱いで、データベース化することができます。発注者は、データだけもらって、それを自分の館のパソコンの中で検索して、どこにあるかとか、どういう分類になっているかというのを確認しながら使える。機が熟して、公開できる、貸し出しできるとか、閲覧対応できるようになったら、それを登録上、公開に切り替えていくというような形で運用ができるようになっていると聞いております。

【松田座長】 田中委員、その後、杉山委員もお願いいたします。

【田中委員】 今伺っていて、私も博物館の管理システムを入れ替えるときの担当をやったときに、いろいろな全国のヒアリングに行ったときに、実は図書資料もあります。OPACのシステムを入れています。でも、博物館システムはまた別ですというところもあれば、いや、一緒のシステムで合体させていますというところもあって、図書資料を完全に博物館資料というのを扱っているところもあれば、OPACで分けているところもあったりとか、結構、ばらばらなんですね。館によっては、専門職の人をOBだけでもあてがって、その

人にレファレンスサービスをやっていますとか、あったりとか、結構、公開の位置づけというのばらばらだったりするので、OPACにつながっていれば検索で引っ掛かるんですけども、そうする義務もないので、来たら参考として見れます程度のところも結構多いのではないかなと思っています。

【松田座長】 ありがとうございます。

杉山委員、お願いいたします。

【杉山委員】 博物館の中での収集している図書って、やっぱり一番課題なのは、さっき田中委員も言及されていましたが、検索に引っ掛からないというのがあって、かつ、図書みたいに必ずそういうふうどこか1つセンターになるところに絶対納めろ、みたいな決まりもないので、全国津々浦々の博物館で大量に発行している大量の刊行物がほぼ検索不能みたいな状況です。博物館はやっぱり物品とともに情報の集積を図っていて、もちろんきれいにデータベースに乗るものとか、公開しやすいものはいいのですけども、一生懸命、しかも、公共的な財源を使ってやった学術的にも価値のある集積が、検索でたどり着けないという状況というのは相当大きい課題。

膨大な情報が検索できないがゆえに有効に生かされていないということがあると思うので、勤め先でも今、図書の検索システムを博物館のデータベースを援用したものから、図書館のシステムに切替えようかなと検討しているんですけども、それでもやっぱり司書としての経験がある人じゃないと相対化ができないんですよね。博物館にある文献の集積独特のやばさみたいなものがあって、司書さんがいないとなかなかやっぱり図書館のシステムに切り替えていけないというのが非常に大きな課題だなという意識は少なくとも必要なのかなと思いました。

以上です。

【松田座長】 半田委員、では、続きましてお願いいたします。

【半田座長代理】 田中さんの御指摘、とてもいい御指摘だと思います。私、今、著作権法改正に伴う公衆送信のワーキングで図書館の方といろいろ議論しているんですけども、例えば東博の資料室などは、特定図書館になっています。江戸博の図書館も田中さんが御勤務されていた博物館の図書室は特定図書館になっています。でも、多くの博物館関係者は、自分のところの図書室が特定図書館として著作権者の権利を制限できる施設になっているのかどうかさえ知りません。その前段として登録指定施設というのは、著作権者の権利を制限できるサービスが行える施設として規定されていますけれども、いわゆる類

似施設は、その権利は持っていませんので、コピーを提供したりとか、著作権法以外の複製を提供したりすると、著作権法違反を多くの博物館が犯しているという状況があるわけですね。

だから、これって元をたどれば、博物館としてしっかり活動する博物館は、登録博物館あるいは指定施設になってもらいたいという制度のベースがあって、その中で図書をきっちりと集めて、それをレファレンスも含めて活用するという機能を、その中に持つのだったら特定図書館になってくださいねみたいな、そういう機能の充実というのは、法律では規定できないので、この望ましい基準の中へ何か書き込めたらいいなというふうに田中さんのコメントを聞いていて思いました。

【松田座長】 サジェスチョン、ありがとうございます。そもそも日本全国の博物館の中での図書の位置づけに関する基礎的データが欲しいなという気にもなりました。多くの館が、図書室は持っていますが、配置している職員はいないというのが実態のような気がします。博物館の図書についてのデータはまだどこにもないと思うんですけれども、この収集・分析がこれから重要になってきそうです。

時計を見ますと5時20分になりました。現在、13ページまで来て、最低限、今日やるべきとはカバーできました。本来は2の職員、人材育成についても少しできればという思いもありましたが、最初に事務局から、今日はここまで行き着かないかもしれないので取扱いはお任せしますとお伺いいたしました。時間的に今日はここに立ち入らない方が賢明と思いますが、どうでしょうか。

それでは、今日の望ましい基準についての議論はこれで閉じたいと思います。事務局におかれましては、今日出ました御指摘を受けて、もう一度この望ましい基準の案文を考えていただければと思います。次回以降の部会では、2の職員、人材育成について以降の部分をまた検討していければと思っております。そのような進め方でよろしいでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。それで結構です。

【松田座長】 それでは、時間になりましたので、本日の議論は以上とします。事務局に次回以降のスケジュール的なものも含めまして、事務連絡をいただければと思います。お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。次回以降に関しましては、またメール等で日程調整させていただければと思います。オンラインでの御参加も、松本委員、ありがとうございます。オンライン参加等で不都合のありました方に関しましては、事

務局まで御連絡いただければと思います。

また、次回日程に関しましては、調整を終えた後、御連絡させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。本日は御議論、ありがとうございました。

【松田座長】 では、これで第2期文化施設部会博物館ワーキンググループ（第1回）を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

— 了 —